

税のたより



軽自動車税の税額変更について

▼原動機付自転車および二輪車など

平成28年度課税から次のとおり新税率が適用されます。

※当初、平成26年度税制改正により平成27年度課税から税率の引き上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施期間が1年間延期されました。

種別	税率	
	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽2輪	125cc超250cc以下	2,400円
小型2輪自動車	250cc超	4,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円

▼問い合わせ先 市役所税務課(内線352～354)

償却資産の申告について

平成28年1月1日現在、個人や法人で事業(アパート経営、貸駐車場や太陽光発電など)を行っている方のうち、市内で事業を営むために所有している土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)をお持ちの方、またはこれらの償却資産を他の事業者へ貸し付けておられる方は、所有状況を申告してください。

▼償却資産の対象となるもの(例)

種類	対象となる資産の例
構築物	舗装路面(駐車場など)、外構(垣、門扉、植栽など)、井戸、外灯、ネオンサイン、広告塔、屋外給排水設備、温室など
機械および装置	太陽光発電設備、機械類、動力設備、製造加工装置、修理用機械装置、土木機械、搬送設備など
船舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、モーターボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両および運搬具	ブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなどの大型特殊自動車、台車など
工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、放送設備、テレビ、陳列ケース、その他測定器具、取付工具、検査工具、医療機器、自動販売機、パソコンなど

※注意事項

以下のものは、償却資産の申告の対象にはなりません。

- ・耐用年数が1年未満のものまたは取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入されたもの。
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し損金または必要な経費に算入されたもの。

▼申告期限 平成28年2月1日(月)

▼問い合わせ先 市役所税務課(内線355～357)

家屋を取り壊した場合は届け出を

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。

12月までに取り壊された家屋は、翌年度から課税されませんので、「家屋とりこわし届(税務課備え付け)」に必要事項を記入し、押印のうえ、12月24日(木)までに提出してください。ただし、滅失登記をされた方は、提出不要です。

▼問い合わせ先 市役所税務課(内線355～357)

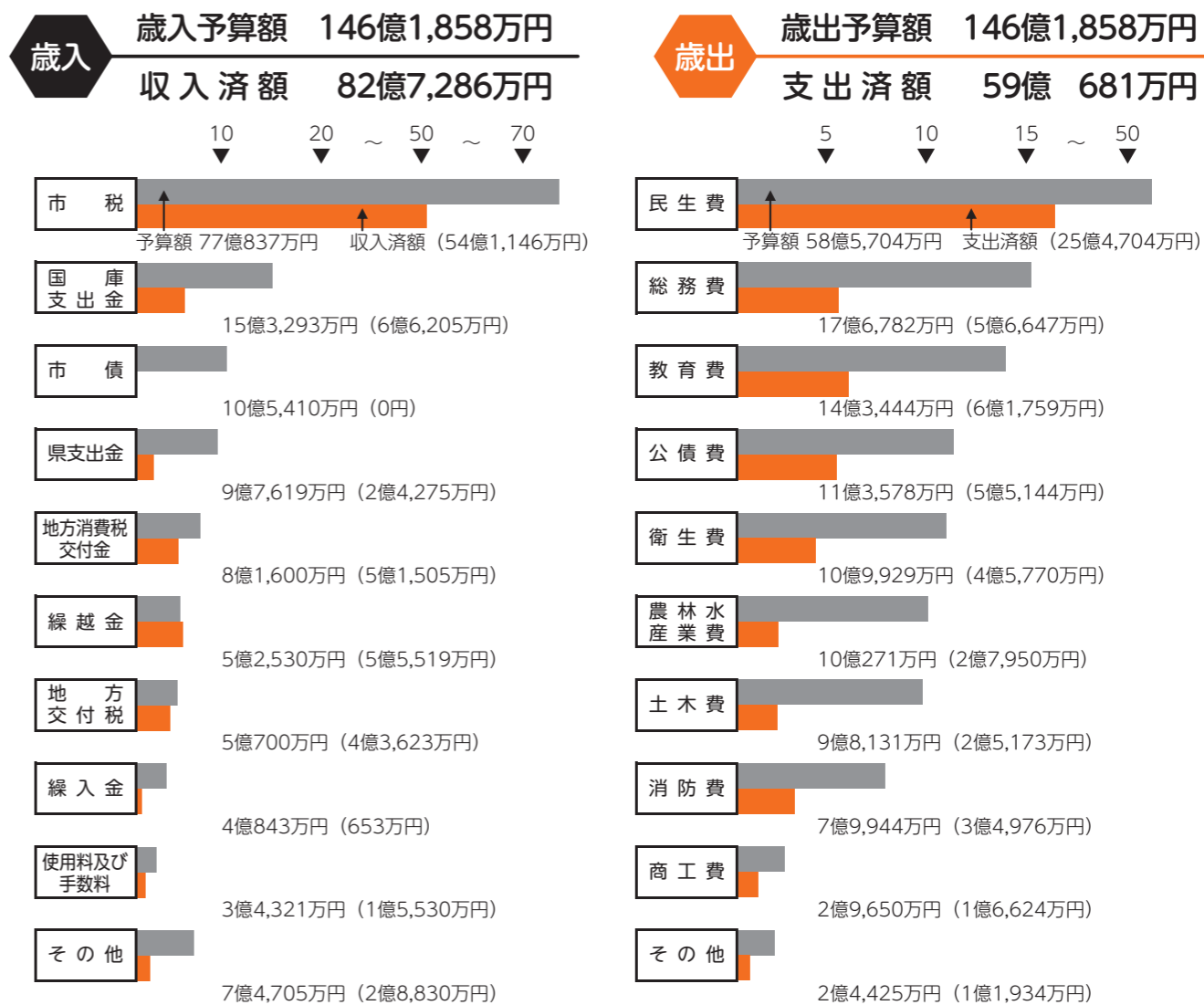
弥富市の財政状況

市では、毎年2回財政状況を公表しています。これは、市民の皆さんが納めた税金などが、どのように使われているかをご理解いただき、市政に対するご協力をお願いするものです。

平成27年度予算の9月30日現在の執行状況は、一般会計の現計予算額146億1,858万円に対し、収入済額82億7,286万円、支出済額59億681万円となっています。

地方債の現在高は、総額169億4,164万円で、このうち一般会計の市債現在高は、107億8,161万円で全体の63.6%を占めています。

平成27年度一般会計現計予算および執行状況



市有財産の状況

土地	895,660.94㎡
建物	154,577.79㎡
有価証券その他(うち基金)	32億9,597万円 (32億5,941万円)

市債の状況

●市債現在高 169億4,164万円

一般会計	107億8,161万円 (63.6%)
農業集落排水事業特別会計	17億3,499万円 (10.3%)
公共下水道事業特別会計	44億2,504万円 (26.1%)

※9月30日現在で作成しているため、9月補正(議決日10月2日)は現計予算に含まれておりません。